

計画主体名	北海道 北斗市		
計画期間	H24	～	H25
実施期間	H24	～	
総事業費（交付金）	20,000千円（11,000千円）		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進することにより、当該地区の活性化を図るものであり適合している
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	当該地域は北斗市農業振興地域整備計画内であり、第一次北斗市総合計画など関係計画・制度との連携が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか 活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	本計画は農業関係者を含む地域住民との対話のもと作成したもので、女性に限定した機会は設けていないが、地域住民に意見を聴く機会には当然女性も含まれており合意形成が図られている。
事業の推進体制は確立されているか	○	計画及び事業実施主体は北斗市であり、関係課との連携により推進体制を確立している。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	目標は交流人口の増加により地区外からの定住化を促進することであり、定住化促進のためにはライフラインの安定化は必須であることから、整合性は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	計画期間・実施期間は、目標及び事業量から適切である。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	事業費20,000千円×5.5/10=11,000千円交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	現在実施中又は既に完了した施設等を交付対象としたものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	交付対象とする計装機器等の耐用年数は7年（減価償却資産の耐用年数等に関する省令）であるが、すでに25年を超え使用されている。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領第2の3により投資効率1.0
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	投資効率1.0
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	事業内容は飲雑用水施設及び景観・生態系保全整備で、事業実施主体は北斗市である。対象地域は振興山村、特定農山村、半島の指定地域であり、北斗市田園環境整備マスタープランにおいて環境創造区域に指定されている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	北斗市が事業実施主体であり、個人への交付及び目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	—	該当なし

利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	利用対象者は全て三ツ石地区活性化区域内住民である。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	—	該当なし
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	土地改良事業等請負工事の価格積算要領、施設機械積算要領及び北海道の営繕工事積算等を使用し、積算をしているので、過大な積算となっていない
建設・整備コストの低減に努めているか	○	類似施設等を参考に十分比較検討を行い、コスト低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	既設設備等の整備であり、現位置が適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがっているか	○	既設設備等であり、新たな用地確保の必要はない。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	—	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当なし
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなさ	—	該当なし

れているか		
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当なし
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	北斗市の負担は一般財源で手当てする予定で、起債・制度資金等の活用はない。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	飲雑用水施設整備は、上水道の管理運営に準じているため業者が限られ一般競争入札には適さないので、指名競争入札となる。景観・生態系保全整備については事業費が少額であり地元業者による指名競争入札により適正に行う。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	地区の重要なライフラインであり適正な管理を行う。施設の管理・更新に必要な資金については、都度考慮する。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	北斗市が給水施設使用料として料金を徴収しているが、本施設のための収支計画は策定していない。地区の重要なライフラインであることから収支の改善を目指す、一定程度の行政負担はやむを得ない。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。